

アジア諸国と人権（その二〇）



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

ここで、スリ・ランカを例にとつて、まず「民主主義における少数者」の問題について考えてみましょう。いうまでもなく、民主主義の手續的原理は多数決であり、集団全体の意見は、集団の構成員多数の意思で決められます。ただし、多数決が万能であるかは、難しい問題を孕んでいます。私は教壇に立っていたころ学生たちに時々「一〇一人の人間集団で、五人が残りの五〇人を殺すルールを作るか」と問いかけることにしていました。学生たちは一様に「それは無茶だ」と答えます。だとすれば、多数決で決められることには、何がしかの限界があるはずで、そしてそれは、少数者の生命に対す

る権利を含む人権を侵してはならない、ということではないでしょうか。つまり多数決の限界を示すものは、多数者・少数者を問わず、すべての個人の人権の不可侵性です。

もつとも、死刑の是非をめぐる論議に見られるように、生命に対する権利そのものが集団の意思によつて剥奪されるルールも現存します。そうなるも民主主義の下で、個人の人権がどのような場合にどのような手續により侵害されることができなのか、を検討することが必要になります。これについて、たとえば、世界人権宣言を条約にした「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の第六条は、国家という人間集団の生存が脅かされる「緊急事態」においても、およそ個人は生命を恣意的に奪われない、残虐で品位を傷つける取扱いや刑罰を受けない、奴隷状態に置かれぬ、刑罰を過及的に適用されないことなどを挙げ、それらは人種・皮膚の色・性・言語・宗教または社会的出身のみを根拠として差別されることなくすべての個人に平等一律に適用されるべき中核的な人権である、と規定しています。

数派に属するタミール系の人たちが多数派に属するシンハラ系の人たちに差別されるという、集団の権利の問題であり、いわゆる自決権の問題です。自決権について

ざるをえません。自分達の人権は平和的な手段で実現できるといふ可能性を見失ったとき、少数派はテロ行為に訴えがちなのです。

は今日、かつての植民地住民が海外の支配国家から分離・独立するような「外的自決権」と、独立国家のなかで少数者に属する人たちの自治を守る「内的自決権」とに分けて論じられており、タミール系集団の自治をスリ・ランカという独立国家の枠内でどこまで認めるべきか、を問題とすべきでしょう。そして私の考えでは、全体としての集団の権利（自決権）はその集団に属する個々人の人権を尊重しなければならず、タミール系であってもシンハラ系との平和・共存を主張する人たちの意思は尊重されるべきです。したがって、タミール系であるというだけの理由で、暴力・武力に訴えてでも分離・独立を達成すべき闘争に参加することを強要するLTTE（タミール・イーラム解放の虎）の主張は認められません。ただし多数派のシンハラ系も、タミール系の人びと個々人の人権を差別・侵害すべきではありません。単に少数者に属するというだけで個々人の中核的な人権まで侵されるようでは、少数派としても暴力・武力に訴え

少年兵が確保できないと、少年兵の問題が出てきます。一般的に少年は判断力に乏しく、青年は理念に走りがちです。それに付け込んで、狂信的な大人のなかには、年少者をたぶらかせ、兵力に利用する者が現れます。あのルーマニアの独裁者チャウシェスク夫妻は戦いで親を失った孤児たちを厚遇して親衛隊に仕立て上げていましたし、アラビアン・ナイトには睡眠薬で眠らせた青年たちに美しい楽園を体験させ、殉死すれば再び楽園に往けると信じさせて暗殺者に訓練した王族の話がでてきます。少年兵はユネスコや国連安保理の作業班でも非難されていますが、幼いころ神風少年兵を夢見た私にとつても、これは他人事ではありません。結局、民主主義が人権を生かせるように機能するためには、私たち一人ひとりがよくよく考え、それを行動に活かさなければならぬのです。